



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

404	指定自立支援医療機関の指定	(障害福祉課).....	1
405	〃	(〃).....	1
406	救急病院の認定	(医務課).....	2
407	救急病院の変更	(〃).....	2
408	肥料取締法による肥料の登録有効期間の更新	(果樹園芸課).....	2
409	学校給食用和歌山県産野生獣肉(ジビエ)及びその加工品の調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(畜産課).....	2
410	保安林の指定の解除予定	(森林整備課).....	4
411	保安林の指定施業要件変更予定	(〃).....	5
412	〃	(〃).....	5
413	〃	(〃).....	5
414	〃	(〃).....	6
415	保安林の指定施業要件の変更	(〃).....	6
416	学校給食用和歌山県産冷凍魚の調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(水産振興課).....	7
417	学校給食用冷凍鯨肉の調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(〃).....	9
418	平成21年和歌山県告示第389号(海岸保全区域の指定)の一部改正	(港湾空港振興課).....	11
419	一般競争入札による落札者の決定	(教育委員会).....	13

告 示

和歌山県告示第404号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定したので公示する。

令和元年9月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
株式会社カルナエイト	和歌山市榎原250-3	訪問看護	訪問看護ステーションこむすび岩出紀の川	令和 元. 8. 1

和歌山県告示第405号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定したので公示する。

令和元年9月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
医療法人同仁会	海南市築地1-50	訪問看護	阪井カルフル・ド・ルポ	令和 元.8.1

和歌山県告示第406号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和元年9月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 今村病院
- 2 所在地 和歌山市砂山南二丁目4番21号
- 3 有効期限 令和4年8月31日

和歌山県告示第407号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定に基づく救急病院の変更について、次のとおり届出があった。

令和元年9月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

変 更 事 項 (名称)		所 在 地	変 更 年月日
旧	新		
国保日高総合病院	ひだか病院	御坊市菌116番地2	令和 元.9.1

和歌山県告示第408号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

令和元年9月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は 名称及び住所	有効期限
和歌山県 第726号	乾燥菌体肥料	乾燥菌体肥料	窒素全量5.5 りん酸全量1.5	公定規格のと おり	築野食品工業株式会社 伊都郡かつらぎ町新田94 番地	令和 4.9.13

和歌山県告示第409号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、学校給食用和歌山県産野生獣肉(ジビエ)及びその加工品の調達に係る一般競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請方法を次のように定める。

令和元年9月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 競争入札に付する事項

- (1) 調達年度
令和元年度
- (2) 調達案件名
学校給食用和歌山県産野生獣肉（ジビエ）及びその加工品
- (3) 調達物品の特質等
仕様書による。
- (4) 納入期限
仕様書による。
- (5) 納入場所
仕様書による。

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、令和元年9月3日（火）現在において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う競争入札に関する参加資格の停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 国税及び県税に未納がない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営している者又は経営に実質的に関与している者でないこと。
- (6) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしている者でないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 和歌山県内に本店又は支店その他事業所を有する者であること。
- (9) 食肉（生鮮品又は加工品）又は学校給食用食材（以下「食肉等」という。）の販売実績を2年以上有し、かつ、法人にあっては、食肉等の販売を目的としていることが、登記事項証明書により確認できること。
- (10) 食肉等を販売するにつき、法令等の規定により必要な官公署の免許、登録、許可、認可等（以下「許認可等」という。）を受けている者又は必要な官公署への届出等を行っている者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（申請者が代理人を選任した場合には、競争入札参加資格審査申請書（兼委任状））
- イ 業務概要調書
- ウ 業務実績調書
- エ 役員等に関する調書
- オ 法人にあっては、提出日において、発行後3か月を経過していない登記事項証明書
- カ 個人にあっては、提出日において、発行後3か月を経過していない住民票
- キ 提出日において、発行後3か月を経過していない印鑑証明書
- ク 和歌山県が課する県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書で、提出日において、発行後3か月を経過していないもの
- ケ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書で、提出日において、発行後3か月を経過していないもの
- コ 申請時の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計

算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し)

サ 使用印鑑届

シ 2の(9)に掲げる事業実績を証する書類の写し

ス 2の(10)に掲げる許認可等を受けていること又は2の(10)に掲げる届出等を行っていることを証する書類の写し

(2) 資格審査申請時点において、現に有効な和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号に規定する入札参加資格登録制度による登録を受けている者にあつては、当該登録に係る通知書の写しを提出することにより、(1)のイからコまでに掲げる申請書類に代えることができる。

(3) (1)のアからエまで及びサに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和元年9月3日（火）から同月12日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、令和元年9月10日（火）午後5時までに和歌山県農林水産部農業生産局畜産課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和元年9月3日（火）から同月12日（木）までの休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県農林水産部農業生産局畜産課

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁東別館4階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2924

ファクシミリ番号 073-431-0904

6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格の結果通知書を令和元年9月20日（金）までに郵送する。

7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、6の通知を受けた日の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内に書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対しては、(2)の書面を受領した日の翌日から起算して3日（休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第410号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年9月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 解除予定保安林の所在場所 東牟婁郡串本町有田字貝岡698の1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第411号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和元年9月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 紀の川市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び那賀振興局農林水産振興部林務課並びに紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第412号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年9月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第413号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年9月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第414号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年9月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第415号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和元年9月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第416号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、学校給食用和歌山県産冷凍魚の調達に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請方法を次のように定める。

令和元年9月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達年度
令和元年度
- (2) 調達案件名
学校給食用和歌山県産冷凍魚
- (3) 調達物品の特質等
仕様書による。
- (4) 納入期限
仕様書による。
- (5) 納入場所
仕様書による。

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、令和元年9月3日（火）現在において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う競争入札に関する参加資格の停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 国税及び県税に未納がない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営している者又は経営に実質的に関与している者でないこと。
- (6) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしている者でないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 和歌山県内に本店又は支店その他事業所を有する者であること。
- (9) 魚介類（生鮮品又は加工品）又は学校給食用食材（以下「魚介類等」という。）の販売実績を2年以上有し、かつ、法人にあっては、魚介類等の販売を営業の目的としていることが、登記事項証明書により確認できること。
- (10) 魚介類等を販売するにつき、法令等の規定により必要な官公署の免許、登録、許可、認可等（以下「許認可等」という。）を受けている者又は必要な官公署への届出等を行っている者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（申請者が代理人を選任した場合にあっては、競争入札参加資格審

査申請書（兼委任状）

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 法人にあっては、提出日において、発行後3か月を経過していない登記事項証明書

カ 個人にあっては、提出日において、発行後3か月を経過していない住民票

キ 提出日において、発行後3か月を経過していない印鑑証明書

ク 和歌山県が課する県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書で、提出日において、発行後3か月を経過していないもの

ケ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書で、提出日において、発行後3か月を経過していないもの

コ 申請時の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

サ 使用印鑑届

シ 2の（9）に掲げる事業実績を証する書類の写し

ス 2の（10）に掲げる許認可等を受けていること又は2の（10）に掲げる届出等を行っていることを証する書類の写し

(2) 資格審査申請時点において、現に有効な和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号に規定する入札参加資格登録制度による登録を受けている者にあつては、当該登録に係る通知書の写しを提出することにより、（1）のイからコまでに掲げる申請書類に代えることができる。

(3) （1）のアからエまで及びサに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和元年9月3日（火）から同月10日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、令和元年9月10日（火）午後5時までに和歌山県農林水産部水産局水産振興課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和元年9月3日（火）から同月10日（火）までの休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県農林水産部水産局水産振興課

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁東別館4階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3000

ファクシミリ番号 073-431-2244

6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格の結果通知書を令和元年9月17日（火）までに郵送する。

7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、6の通知を受けた日の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内に書面により求めるものとする。

- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対しては、(2)の書面を受領した日の翌日から起算して3日（休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第417号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、学校給食用冷凍鯨肉の調達に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請方法を次のように定める。

令和元年9月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達年度
令和元年度
- (2) 調達案件名
学校給食用冷凍鯨肉
- (3) 調達物品の特質等
仕様書による。
- (4) 納入期限
仕様書による。
- (5) 納入場所
仕様書による。

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、令和元年9月3日（火）現在において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う競争入札に関する参加資格の停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 国税及び県税に未納がない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営している者又は経営に実質的に関与している者でないこと。
- (6) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしている者でないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 和歌山県内に本店又は支店その他事業所を有する者であること。
- (9) 魚介類（生鮮品又は加工品）又は学校給食用食材（以下「魚介類等」という。）の販売実績を2年以上有し、かつ、法人にあっては、魚介類等の販売を目的としていることが、登記事項証明書により確認できること。
- (10) 魚介類等を販売するにつき、法令等の規定により必要な官公署の免許、登録、許可、認可等（以下「許認可等」という。）を受けている者又は必要な官公署への届出等を行っている者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（申請者が代理人を選任した場合にあっては、競争入札参加資格審

査申請書（兼委任状）

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 法人にあっては、提出日において、発行後3か月を経過していない登記事項証明書

カ 個人にあっては、提出日において、発行後3か月を経過していない住民票

キ 提出日において、発行後3か月を経過していない印鑑証明書

ク 和歌山県が課する県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書で、提出日において、発行後3か月を経過していないもの

ケ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書で、提出日において、発行後3か月を経過していないもの

コ 申請時の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

サ 使用印鑑届

シ 2の（9）に掲げる実績を証する書類の写し

ス 2の（10）に掲げる許認可等を受けていること又は2の（10）に掲げる届出等を行っていることを証する書類の写し

(2) 資格審査申請時点において、現に有効な和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号に規定する入札参加資格登録制度による登録を受けている者にあつては、当該登録に係る通知書の写しを提出することにより、（1）のイからコまでに掲げる申請書類に代えることができる。

(3) （1）のアからエまで及びサに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和元年9月3日（火）から同月10日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、令和元年9月10日（火）午後5時までに和歌山県農林水産部水産局水産振興課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和元年9月3日（火）から同月10日（火）までの休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県農林水産部水産局水産振興課

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁東別館4階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3000（直通）

ファクシミリ番号 073-431-2244

6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格の結果通知書を令和元年9月17日（火）までに郵送する。

7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、6の通知を受けた日の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内に書面により求めるものとする。

- (3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対しては、(2) の書面を受領した日の翌日から起算して3日（休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。
- (5) (2) の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第418号

平成21年和歌山県告示第389号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和元年9月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

5及び6を次のとおり改める。

5 基点の表示

基点1	北緯34度09分29秒0475	東経135度10分59秒2151の地点
基点2	北緯34度09分29秒0230	東経135度10分59秒6014の地点
基点3	北緯34度09分29秒2462	東経135度10分59秒7520の地点
基点4	北緯34度09分29秒2640	東経135度11分00秒0037の地点
基点5	北緯34度09分29秒0941	東経135度11分00秒1011の地点
基点6	北緯34度09分28秒9926	東経135度11分00秒0816の地点
基点7	北緯34度09分26秒8743	東経135度11分02秒1946の地点
基点8	北緯34度09分25秒7893	東経135度11分04秒0716の地点
基点9	北緯34度09分23秒5615	東経135度11分12秒6982の地点
基点10	北緯34度09分27秒3438	東経135度11分23秒2547の地点
基点11	北緯34度09分28秒8696	東経135度11分25秒4111の地点
基点12	北緯34度09分30秒0967	東経135度11分20秒9101の地点
基点13	北緯34度09分30秒9137	東経135度11分20秒0769の地点
基点14	北緯34度09分31秒8721	東経135度11分20秒5580の地点
基点15	北緯34度09分33秒2979	東経135度11分22秒7357の地点
基点16	北緯34度09分30秒0673	東経135度11分26秒7982の地点
基点17	北緯34度09分32秒5810	東経135度11分30秒5789の地点
基点18	北緯34度09分29秒8564	東経135度11分30秒4628の地点
基点19	北緯34度09分26秒5735	東経135度11分23秒7572の地点
基点20	北緯34度09分23秒0625	東経135度11分16秒8477の地点
基点21	北緯34度09分26秒2658	東経135度11分33秒7814の地点
基点22	北緯34度09分24秒9596	東経135度11分37秒0009の地点
基点23	北緯34度09分24秒9911	東経135度11分38秒2760の地点
基点24	北緯34度09分26秒7305	東経135度11分45秒0888の地点
基点25	北緯34度09分27秒4969	東経135度11分47秒1571の地点
基点26	北緯34度09分26秒4301	東経135度11分47秒3918の地点
基点27	北緯34度09分24秒1798	東経135度11分38秒2585の地点
基点28	北緯34度09分24秒2458	東経135度11分36秒7379の地点
基点29	北緯34度09分24秒8074	東経135度11分33秒6886の地点
基点30	北緯34度09分20秒9650	東経135度11分14秒4054の地点
基点31	北緯34度09分20秒4708	東経135度11分12秒5405の地点
基点32	北緯34度08分54秒2799	東経135度11分03秒9331の地点
基点33	北緯34度08分53秒9443	東経135度11分07秒1792の地点

基点34	北緯34度08分56秒7253	東経135度11分54秒8187の地点
基点35	北緯34度08分58秒1027	東経135度11分57秒7790の地点
基点36	北緯34度09分04秒6598	東経135度12分03秒6769の地点
基点37	北緯34度09分06秒3309	東経135度12分04秒2670の地点
基点38	北緯34度09分10秒9830	東経135度12分04秒0087の地点
基点39	北緯34度09分11秒5811	東経135度12分02秒4253の地点
基点40	北緯34度09分23秒8188	東経135度12分01秒6382の地点
基点41	北緯34度09分23秒8900	東経135度12分02秒8455の地点
基点42	北緯34度09分24秒7883	東経135度12分01秒8290の地点
基点43	北緯34度09分26秒9472	東経135度12分00秒6552の地点
基点44	北緯34度09分26秒9978	東経135度12分02秒1766の地点
基点45	北緯34度09分26秒8505	東経135度12分13秒8048の地点
基点46	北緯34度09分29秒3691	東経135度12分14秒1116の地点
基点47	北緯34度09分31秒4459	東経135度12分14秒1653の地点
基点48	北緯34度09分31秒4274	東経135度12分15秒4556の地点
基点49	北緯34度09分29秒2629	東経135度12分15秒4768の地点
基点50	北緯34度09分28秒7145	東経135度12分15秒7123の地点
基点51	北緯34度09分27秒5623	東経135度12分17秒2488の地点
基点52	北緯34度09分26秒4325	東経135度12分17秒3902の地点
基点53	北緯34度09分26秒6761	東経135度12分19秒4155の地点
基点54	北緯34度09分25秒2121	東経135度12分19秒2292の地点
基点55	北緯34度09分23秒0437	東経135度12分14秒3793の地点
基点56	北緯34度09分22秒9293	東経135度12分08秒1645の地点
基点57	北緯34度09分21秒1078	東経135度12分06秒0747の地点
基点58	北緯34度09分05秒8570	東経135度12分06秒9983の地点
基点59	北緯34度09分05秒3598	東経135度12分09秒3751の地点
基点60	北緯34度09分06秒3228	東経135度12分09秒2887の地点
基点61	北緯34度09分06秒8933	東経135度12分18秒0249の地点
基点62	北緯34度09分06秒4786	東経135度12分17秒9519の地点
基点63	北緯34度09分05秒9322	東経135度12分18秒6010の地点
基点64	北緯34度09分07秒0154	東経135度12分36秒0680の地点
基点65	北緯34度09分07秒0793	東経135度12分36秒9234の地点
基点66	北緯34度09分07秒2615	東経135度12分39秒7088の地点
基点67	北緯34度09分07秒4448	東経135度12分39秒9807の地点
基点68	北緯34度09分10秒2516	東経135度12分41秒3617の地点
基点69	北緯34度09分10秒7749	東経135度12分42秒9599の地点
基点70	北緯34度09分11秒0683	東経135度12分43秒9947の地点
基点71	北緯34度09分11秒1136	東経135度12分44秒8763の地点
基点72	北緯34度09分11秒0893	東経135度12分45秒5245の地点
基点73	北緯34度09分10秒6609	東経135度12分45秒1715の地点
基点74	北緯34度09分10秒4943	東経135度12分43秒7783の地点
基点75	北緯34度09分09秒6978	東経135度12分42秒3048の地点
基点76	北緯34度09分05秒7349	東経135度12分42秒0153の地点
基点77	北緯34度09分05秒3638	東経135度12分37秒0183の地点

基点78	北緯34度09分05秒2678	東経135度12分36秒1892の地点
基点79	北緯34度09分05秒1168	東経135度12分34秒5152の地点
基点80	北緯34度08分58秒1469	東経135度12分35秒0579の地点
基点81	北緯34度08分57秒5641	東経135度12分36秒8256の地点
基点82	北緯34度08分56秒9264	東経135度12分36秒5179の地点
基点83	北緯34度08分57秒5500	東経135度12分34秒2223の地点
基点84	北緯34度09分00秒1872	東経135度12分17秒7894の地点
基点85	北緯34度09分00秒1179	東経135度12分16秒6995の地点
基点86	北緯34度08分59秒6285	東経135度12分08秒4045の地点
基点87	北緯34度08分49秒3238	東経135度11分58秒3221の地点
基点88	北緯34度08分37秒3628	東経135度12分00秒4529の地点
基点89	北緯34度08分35秒8478	東経135度11分56秒6572の地点
基点90	北緯34度08分40秒2276	東経135度11分56秒6170の地点
基点91	北緯34度08分40秒3863	東経135度11分57秒9743の地点
基点92	北緯34度08分49秒8019	東経135度11分56秒2604の地点
基点93	北緯34度09分01秒1921	東経135度12分07秒4176の地点
基点94	北緯34度09分02秒0281	東経135度12分16秒5404の地点
基点95	北緯34度09分01秒9986	東経135度12分18秒6493の地点
基点96	北緯34度08分59秒6761	東経135度12分32秒7182の地点
基点97	北緯34度09分03秒6240	東経135度12分32秒3933の地点
基点98	北緯34度09分03秒5019	東経135度12分30秒2485の地点
基点99	北緯34度09分05秒0042	東経135度12分30秒0945の地点
基点100	北緯34度09分04秒9813	東経135度12分29秒7708の地点
基点101	北緯34度09分05秒0887	東経135度12分29秒7598の地点
基点102	北緯34度09分03秒3508	東経135度12分05秒2494の地点
基点103	北緯34度08分56秒9428	東経135度11分59秒5624の地点
基点104	北緯34度08分54秒9078	東経135度11分54秒8365の地点
基点105	北緯34度08分52秒2611	東経135度11分07秒2284の地点
基点106	北緯34度08分52秒5991	東経135度11分04秒0353の地点
基点107	北緯34度08分49秒1891	東経135度11分00秒5551の地点
基点108	北緯34度08分47秒2519	東経135度11分01秒6851の地点
基点109	北緯34度08分47秒3097	東経135度10分57秒3129の地点
基点110	北緯34度08分49秒6761	東経135度10分55秒9326の地点
基点111	北緯34度08分54秒8008	東経135度11分01秒1626の地点
基点112	北緯34度09分20秒7730	東経135度11分09秒8195の地点
基点113	北緯34度09分22秒4362	東経135度11分08秒7621の地点
基点114	北緯34度09分23秒9956	東経135度11分03秒3929の地点
基点115	北緯34度09分27秒8313	東経135度10分55秒7644の地点

6 指定区域

基点1から基点115までを順次結んだ線及び基点115と基点1とを結んだ線により囲まれた区域

和歌山県告示第419号

令和元年度和歌山県立和歌山工業高等学校情報教育教室用情報処理機器等の賃貸借について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令

（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和元年9月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
令和元年度和歌山県立和歌山工業高等学校情報教育教室用情報処理機器等の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県立和歌山工業高等学校
和歌山市西浜三丁目6番1号
- 3 落札者を決定した日
令和元年8月6日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社JECC
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額
月額587,070円（うち消費税及び地方消費税の額53,370円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和元年6月21日